

回 答 書

令和4年7月21日

四日市市長 森 智広

「四日市競輪場LED照明設備賃貸借」に関する質問について、下記のとおり回答します。

No.	質 問 事 項	回 答
1	コロナウイルス影響や半導体不足影響等により、不測の事態が生じ、事業者努力では如何ともしがたい理由にて納期に間に合わないなどの事象が発生した場合、指名停止の回避や損害金の免除、賃貸借開始期間の後ろ倒しなどを含め、都度協議いただけますでしょうか。	受注者に責めがなければ協議の対象とします。 なお、お客様が入場されるエリアの工事は、令和4年12月31日までに完了するようにしてください。
2	満了後無償譲渡の際の物件引渡しは現状有姿での引渡しとの認識でよろしいでしょうか。	現状有姿での引き渡しとの認識で差支えありません。
3	賃貸借期間中における大規模改修、建替え、第三者への譲渡等の予定はないとの認識でよろしいでしょうか。	令和6年度に競走路全面改修及び外向場外車券売場の新設を予定しておりますが、現時点では当該賃貸借の設置個所に直接影響がある大規模改修等は予定しておりません。今後、当該賃貸借となる対象となった場合は別途協議します。
4	本件、無償譲渡案件である為、固定資産税の納付は不要とのことでしょうか。	固定資産税を所管する部署である資産税課にて、不要であることを確認しております。
5	入札者は賃貸借会社（リース会社）であるため、施工および維持管理については適切な第三者へ委託可能との認識でよろしいでしょうか。	施工及び維持管理について、できる限り市内業者と契約優先に努めてください。
6	本件は債務負担行為でしょうか。	本件は債務負担行為になります。

7	<p>貴市都合による契約解除があった場合、残存債務につきましては貴市負担にて、ご清算いただけるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本市都合による契約解除があった場合、残存債務につきましては本市負担にて精算いたします。</p>
8	<p>これまでの賃貸借案件にて予算都合等による解除実績はございますでしょうか。</p>	<p>これまでの賃貸借案件にて予算都合等による解除実績はございません。</p>
9	<p>賃貸借料のお支払については、適正な請求書を受理してから 30 日以内に毎月お支払い頂けるとのことでよろしいでしょうか。</p>	<p>賃貸借料のお支払については、適正な請求書を受理してから 30 日以内に毎月お支払いいたします。</p>
10	<p>新価特約付き動産総合保険について、火災、落雷等の一般的な保険範囲が対象であり、地震や戦争等に起因する損害は対象となりません。対象範囲外の保険費用については別途協議となっておりますが、メーカー保証範囲外かつ保険対象外の事象については貴市負担にて物件修繕等をお願いできないでしょうか。</p>	<p>内容に応じて別途協議いたします。</p>
11	<p>無償譲渡の条件であるため、受注者の固定資産税の納付義務は免除される認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>質疑 NO4 の回答をご参照ください。</p>
12	<p>契約を解除された場合、受注者の被る損害について協議に応じて頂けますでしょうか。</p>	<p>質疑 NO7 の回答をご参照ください。</p>
13	<p>本契約をリース会社が受諾する（請け負う）際、建設業法に抵触する可能性のある業務を含む場合は、資格を有する第三者に発注することが可能という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>質疑 NO5 の回答をご参照ください。</p>
14	<p>コロナウイルスや天災・世界情勢等の影響により、製品の納期や工期の遅れが発生した場合、工期延長は協議いただけますでしょうか。またその際のペナルティはありますか。</p>	<p>質疑 NO1 の回答をご参照ください。</p>